

# 漕艇センターの使用について

## 水面等使用時間について

- ・一般使用は午前9時30分から午後5時まで。
- ・大会及び部活動使用は4 / 1 ~ 9 / 19 午前6時から午後7時まで。  
9 / 20 ~ 3 / 31 午前7時から午後6時まで。
- ・一般使用者についても、宿泊（合宿）により、申請者から水面使用の申し出があった場合は、部活動と同様に水面使用（練習）の延長を許可する。
- ・艇庫内のトレーニング機器（エルゴメーター等）使用は一般使用時間とする。しかし部活動又はボート合宿中の使用者に限り、早朝練習開始の午前6時より午後8時までの使用を許可する。

## 会議室

- ・一般使用は午前9時30分から午後5時まで。  
午後5時以降の会議室使用について、宿泊者及びレガッタ関係の用に供する場合に限り、使用を認める。（使用が重なれば双方で調整してもらう）使用時間は原則として午後10時までとし、使用料は宿泊者については宿泊料に含まれているとみなし徴収しないこととする。

## 宿泊施設

- ・入館は午後2時より、退館は午前10時とする。
- ・宿泊中の施設使用（食堂等）、消灯、玄関施錠は午後10時とする。
- ・浴室は午後5時30分から午後9時30分までとする。

※レガッタ関係に使用の際、上記の使用時間内の施設使用が困難な場合において事前に使用者責任者より申し出があった場合に限り、使用時間をセンター側で考慮し、調整する。

## 食堂（自炊室）使用について

- ・食堂（自炊室）使用については宿泊者、宿泊外利用（有料）者、艇借業者、その他の順で使用を認める。但し、事業、大会及び部活動にかかる使用において漕艇センターが必要と認めた場合についても使用を許可する。
- ・使用は午前6時から午後10時まで。

## センター中庭の使用について

- ・使用を希望する使用者は事前にセンターに申し出ること。使用の際にはセンターが必要な条件を付して許可するものとする。
- ・使用時間について、一般使用はセンターが開場している午前9時30分から午後5時まで。
- ・宿泊及び大会関係者等の使用については、午前9時から午後9時までの間で漕艇センターが認める時間帯とする。

## 許可条件及び注意事項

- ・火気の使用禁止 ※食堂使用の際にバーベキュー等で火気を使用する場合は、芝生手前タイル床の範囲で行う。  
※使用の際には熱等により建物、芝生に障害が生じないように充分配慮し、火気及び発生したゴミ等の後始末を責任を持って行うこと。
- ・芝生内使用禁止 ※飲食は食堂内で行うこと。
- ・迷惑行為の禁止 ※使用に際して近隣の住民に迷惑をかけるような行為は厳に慎むこと。  
(大声、歌、音楽、楽器等)